

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正
新旧対照表

現 行			改 正 案		
第1条 法律又は条例に別に定めがあるものを除くほか、本市に次の執行機関の附属機関を置く。			第1条 法律又は条例に別に定めがあるものを除くほか、本市に次の執行機関の附属機関を置く。		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務
略					
市長	八尾市公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	随意契約の締結において公募の方法により事業者を選定する場合の選定基準の策定及び選定についての審査に関する事項	市長	八尾市公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	随意契約の締結において公募の方法により事業者を選定する場合の選定基準の策定及び選定についての審査に関する事項
略					
市長	八尾市青年問題協議会	青少年問題の総合的施策の樹立についての調査、審議及びその施策を実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事項	市長	八尾市PFI事業者選定委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき事業者を選定する場合の選定その他特定事業の実施等に関する必要事項の審査に関する事項
略					
市長	八尾市がんばる「八尾っ子」応援事業審査会	がんばる「八尾っ子」応援事業の表彰及び応援金の交付を行うため必要な事項についての調査、審議に関する事項	市長	八尾市青年問題協議会	青少年問題の総合的施策の樹立についての調査、審議及びその施策を実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事項
略					
第2条 略			第2条 略		